

吹田市議会

発行／自由民主党の会 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号(吹田市役所内) 自由民主党の会 会派控室



自由民主党

紳の会通信

自由民主党の泉井 ともひろです。

介護福祉士／子育て世代



吹田市議会平成29年11月定例会報告

質問

1

『民泊について』

1つ目の質問は平成28年度から大阪府が実施している国家戦略特別区域法による民泊に市民の住環境の悪化は避けないといけないとの方針のもと吹田市は実施していませんでしたが、国会で平成30年6月からの施行が固まった住宅宿泊事業法(民泊新法)により、本市の住宅街でも民泊営業ができるようになります。

引き続き市民の住環境を守らないといけない趣旨から市の考えを問いました!

詳しくは裏面へ

質問

2

『植木などが通行の妨げとなっている市道について』

2つ目は市内に点在する民家の植木などが通行の妨げとなっている市道についての対策を問う質問。各地域で長年の問題となっているところも多い案件ですが、以外にも取り上げられることがほとんどありませんでした。

今回事例を紹介しながら対策強化を求め、それらに対する市の姿勢を確認しました。

詳しくは裏面へ

その他
ピックアップ

自民党代表質問から「期日前投票所について」

投票環境の向上をはじめ、前回の衆院選の混雑による影響等から期日前投票所の増設を求めたところ、今までにない前向きな答弁を引き出しました。また、市民から提出された期日前投票所の増設にかんする請願が全会一致で可決されました。

防災等の観点から、狭い市管理道路等について拡幅、整備を促進し解消するための施策の実施を求める決議について

自民党が素案を作成し、提出した決議案が全会一致で可決されました。

市内に点在する幅員4mに満たない狭い市管理道路は平常時から様々な課題があるだけでなく、災害時や緊急時等には消防・救急活動にも支障を来す大きな課題を抱えています。そのような状況を解消し、災害に強いまちづくりと、安心、安全で良好な住環境の形成をより一層推進するため、市は上記の課題を認識し、解決策を具体的に検討し、予算措置等を含めた必要な施策を講じることを強く求めた内容です!

このような決議案に対し、残念なことに共産党と市民自治(池渕議員)は採決を棄権(退席)しましたが、その他、全会一致で可決されました!

責任と行動! 吹田のために徹底討論!!

会派通信にて議会報告をさせて頂きます。これまでの議会報告や、その他委員会のこと。
議員を目指すきっかけや近況、出来事など泉井に関する情報を「泉井ホームページ」で専門用語を出来るだけ使わずに掲載していますので、あわせてご覧ください。

平成29年11月定例会は11月28日から12月22日まで開催 本会議(個人質問)では以下の質問と指摘をし、対策を求めました

(一部抜粋し、簡潔に報告しています)

質問 ① 『民泊について』

表面にも記載していますが、平成29年6月に住宅宿泊事業法(民泊新法)が参議院で可決・成立し、平成30年6月から施行する方針が固まりました。

これにより、全国的に民泊が解禁になります。民泊新法施行に伴い、住宅宿泊事業者等は都道府県知事などの登録を受ける必要があり、無許可民泊の抑止効果が期待できるものとなりました。

しかし、吹田市でも大阪府に届け出をすれば、今までホテルなどが出来なかった住宅街でも民泊営業が可能になるという事です。民泊に関しては近隣住民とのトラブルをはじめ、安全面や衛生面などの問題が懸念されます。ましてや、吹田市はそれらの問題を避けるために平成28年から大阪府が実施している国家戦略特別区域法による民泊は実施していませんでした。

そういった関係からも、引き続き市民の住環境を守らないといけませんが、市としてどのような姿勢を示すのか。また、どのような対応を大阪府に求めていくのかを確認しましたが、概ね私と同じ見解を示してくれました!

以下『答弁』(抜粋)

今回の住宅宿泊事業法では、全国どこでも民泊営業が可能な仕組みとなっていることから、今までになかった安全面・衛生面での問題が懸念される。

まずは権限のある大阪府に対して、法に基づく手続きの厳格な運用を求めていく。また、本市としても良好な住環境が維持されるよう、関係部局と連携し、できる限りの方策を検討していく。

質問 ② 『民家の植木などが通行の妨げとなっている市道について』

聞くところ、市内に多く点在しているこの問題は過去に他の議員が少しだけ触れていましたが、それから状況は改善されておらず、もっと行政として解決に向けて動いて頂きたいという思いから質問と指摘をし、早期解決を求めました!

私の質問を受け、法的措置も含めしっかりと対応していくという答弁をいただきました!

以下『答弁』(抜粋)

当該道路は、現在市道認定はしていないが、類似ケースとして市が管理する道路であり、道路法第43条第2項にある「みだりに道路上に土石、竹木等の物件をたたき積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること」に抵触するおそれがあるため、当該所有者は法的責任を問われる可能性がある。また行政は危険性を認識していながら、所有者への対応を行っていない場合には、責任を問われる可能性もある。行政は市民の安全な道路通行を確保する責任があり、今後しっかりと対応をしていく。

定例会の閉会後に開かれた議会を推進する一環として始まり、今回で3回目となる議場コンサートが開催されました。今年は吹田第3中学校と西山田中学校の吹奏楽部のみなさん!素晴らしい演奏を披露されました。



これからも責任ある発言と政策提案で吹田の未来を守ります!!

詳しくは「泉井ともひろホームページ」をご覧ください。

泉井ともひろ

検索

URL

izui-tomohiro.com

OFFICE 〒564-0063 吹田市江坂町3丁目28-1 TEL080-2476-6545 FAX06-6386-5039



市政相談いつでも受付中!

吹田市議会

検索

本会議の様子は録画映像 でご覧いただけます。※スマホ不可